



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 知事指定薬物の指定……………
- ……………(福祉保健局健康安全部薬務課)……………
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
- 市街地再開発組合の理事長の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

告示

●東京都告示第百二十二号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年六月十三日
 東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
 茗荷谷駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
 平成十七年十一月二十五日から令和元年九月三十日まで

三 施行地区
 文京区大塚一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
 文京区大塚一丁目四番十五ー一七〇九号
 平成十七年十一月二十五日

五 変更の内容
 事務所の所在地を文京区大塚一丁目四番十五ー一四〇九号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日
 令和元年六月十三日

●東京都告示第百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年六月十三日
 東京都知事 小池 百合子

対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小笠原村父島字奥村二十一番一から 令和元年五月三十一日
 同番六まで、同番七の一部、二十二番一、同番二、同番五の一部、同番六、同番八、同番十及び同番十一

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百二十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和元年六月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

(一) 次に掲げる地番の全部 令和元年五月二十一日

小金井市本町四丁目二千七百六十四番六から同番八まで、同番十、二千七百六十六番六、二千七百八十三番一、同番五から同番九まで、二千七百八十四番一から同番四まで、同番六から同番八まで、二千七百八十五番一、同番五から同番十七まで、二千七百八十七番一、同番二、同番五、同番八から同番二十三まで、二千七百八十九番一、同番四、二千七百九十一番二、同番四、同番六から同番十まで、同番十四から同番十七まで、同番十九から同番二十一まで、

同番二十四から同番二十七まで及び
 二千七百九十五番三から同番五まで
 (二) 次に掲げる地番の一部
 小金井市本町四丁目二千七百六十
 七番一、二千七百八十三番三、同番
 四、二千七百八十九番二、同番三、
 同番五、同番八、二千七百九十一番
 一、同番三、同番五、同番十一、同
 番十三、同番十八、同番二十二、同
 番二十三、二千七百九十五番一及び
 同番二並びに本町五丁目二千七百六
 十四番十二及び二千七百六十六番四

二 認定計画書の縦覧場所
 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花
 小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第百二十五号

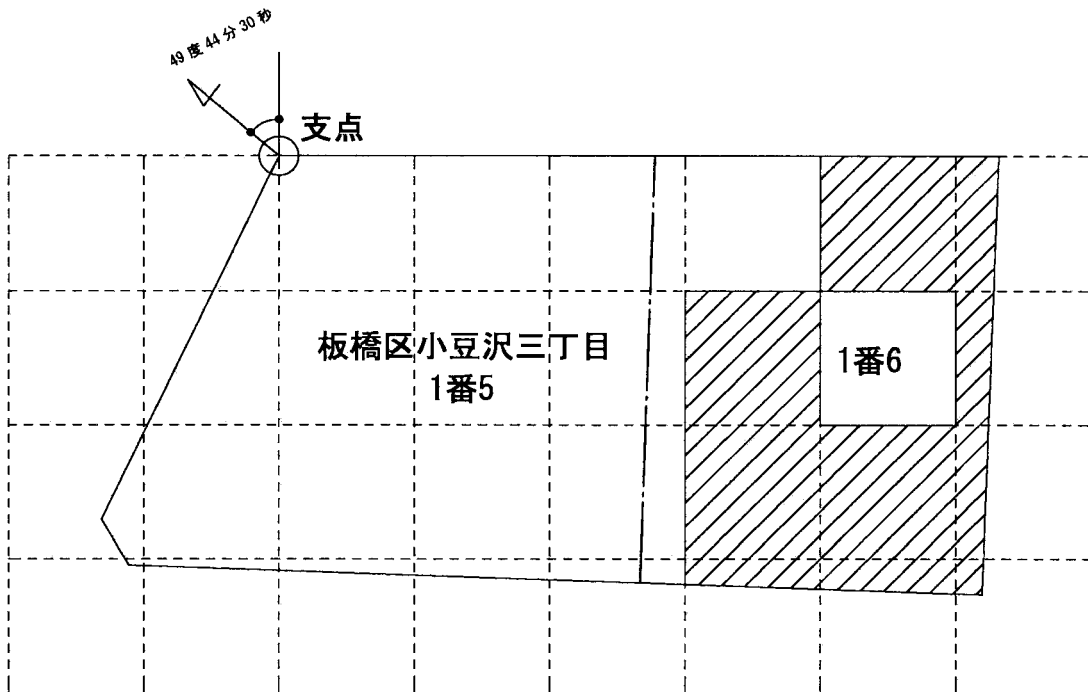
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第
 四項の規定により、平成三十一年東京都告示第三百二十一
 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
 第五項において準用する同条第二項の規定により、次のと
 おり告示する。

令和元年六月十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区小豆沢三
 丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】

支点は、板橋区小豆沢三丁目1番5の最北端とする。

【格子の回転角度(49度44分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

—— : 調査対象地

- . - . : 筆境界

- - - : 単位区画

▨ : 指定を解除する区域

●東京都告示第百二十六号
 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

(一) 化学名 N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサニールアミン及びその塩類（通称名三-Me-O-PCP）

(二) 化学名 1-(4-シアノブチル)ニール(2-フェニルプロパンニール)ニール-1-H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名CUMYL-4CN-1-B7AICA）

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和元年六月十四日

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、

同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本民家再生協会

二 代表者の氏名

保川 謙一

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町一番地一

四 更新された認定の有効期間

平成三十年十二月十日から令和五年十二月九日まで

一 名称

特定非営利活動法人市民福祉団体全国協議会

二 代表者の氏名

田中 尚輝

三 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋一丁目十九番六号

四 更新された認定の有効期間

平成三十年五月二十三日から令和五年五月二十二日まで

で

一 名称

特定非営利活動法人ぱれっと

二 代表者の氏名

相馬 宏昭

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区東二丁目十一番四号

四 更新された認定の有効期間

平成三十年七月十日から令和五年七月九日まで

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により茗荷谷駅前地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年六月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

陶 昌健

二 住所

文京区大塚一丁目四番十五ー一四〇九号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

